

(仮称) 青森市感染症予防計画
素案 (イメージ)

※本素案 (イメージ) は、青森県の改正後の予防計画 (素案) 等の
内容に即して、随時見直しを行います。

令和6年3月

青森市

目次

はじめに	1
第1 感染症発生予防・まん延防止施策	1
1 感染症の発生の予防のための施策	1
(1) 基本的な考え方	1
① 事前対応型行政の構築を中心とした対策	1
② 日常行うべき施策	1
③ 予防接種の推進	1
(2) 感染症発生動向調査	2
① 感染症発生動向調査の趣旨	2
② 感染症発生動向調査の推進	2
③ 医師の届出義務の周知等	2
④ 感染症の動物等の届出に係る対応	2
⑤ 感染症発生動向調査体制の構築等	2
⑥ 新型インフルエンザ及び海外の感染症情報の収集及び提供	3
(3) 感染症の発生の予防のための対策と食品衛生対策及び環境衛生対策との連携	3
① 食品衛生対策との連携	3
② 環境衛生対策との連携	3
(4) 関係機関及び関係団体との連携	3
(5) 保健所の役割	3
2 感染症のまん延を防止するための施策	4
(1) 基本的な考え方	4
① 迅速かつ的確な対応と社会全体の予防の推進	4
② 情報提供を通じた予防の推進	4
③ 人権を尊重した対人措置	4
④ 感染症発生動向調査等を活用した措置の実施	4
⑤ 集団発生時における役割分担及び連携体制の事前構築	4
⑥ 他の市町村等との連携体制の事前構築	4
⑦ 臨時の予防接種の実施	4
(2) 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院(対人措置)	5
① 基本的な考え方	5
② 検体の採取等	5
③ 健康診断	5
④ 就業制限	5

⑤ 入院	5
⑥ 退院請求	6
(3) 感染症の診査に関する協議会	6
(4) 消毒その他の措置(対物措置)	6
(5) 積極的疫学調査	6
① 積極的疫学調査の実施	6
② 関係機関との連携	6
③ 緊急時における県等との連携	7
(6) 指定感染症及び新感染症への対応	7
① 発生の予防又はまん延の防止のための緊急時の対応	7
② 情報提供	7
(7) 感染症のまん延の防止のための対策と食品衛生対策及び環境衛生対策との連携	7
① 食品衛生対策との連携	7
② 環境衛生対策との連携	8
(8) 関係機関及び関係団体との連携	8
第2 病原体等の検査実施体制及び検査能力の向上	8
1 基本的な考え方	8
2 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築	8
3 関係機関及び関係団体との連携	8
4 検査の実施件数(実施能力)の目標	9
第3 感染症の患者等の移送体制の整備	9
1 基本的な考え方	9
2 新感染症の所見がある者の移送	9
3 集団発生した場合等やむを得ないときの移送	9
4 消防機関に対する情報提供等	9
5 関係機関及び関係団体との連携	10
第4 外出自粛対象者の療養生活の環境整備	10
1 宿泊・自宅療養者の健康観察	10
2 生活支援の実施	10
3 高齢者施設や障害者施設等へ支援の実施	10
第5 感染症の予防に関する人材養成・資質向上	10
1 基本的な考え方	10

2 感染症に関する人材の養成	10
(1) 市等における人材の養成	10
(2) 医療機関等における人材の養成への働きかけ	11
(3) 医師会及び獣医師会等における人材の養成	11
(4) 研修・訓練回数目標	11
3 関係機関及び関係団体との連携	12
第6 保健所の体制整備	12
1 感染症有事体制を構成する職員の養成	12
2 ICT等の活用の推進	12
3 保健所における体制整備目標	12
第7 緊急時における感染症の発生及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策	13
1 緊急時における感染症の発生及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策	13
(1) マニュアルの策定	13
(2) 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延防止の対策	13
(3) 国や県からの指示があった場合の対応	13
(4) 国や県からの要請があった場合の対応	13
(5) 国等の支援があった場合の対応	13
2 緊急時における国や県との連絡体制	14
(1) 国や県との連携	14
(2) 検疫所との連携	14
3 緊急時における県や他の市町村との連絡体制	14
(1) 県や他の市町村との連絡体制	14
(2) 県やその他の市町村に対する情報提供等	14
4 緊急時における関係団体との連絡体制	14
5 緊急時における情報提供	14

はじめに

本計画は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号。以下「法」という。）第９条第の規定に基づき厚生労働大臣が定める基本指針（以下「基本指針」という。）及び法第１０条の規定に基づき青森県が定める予防計画（以下「県計画」という。）に即して、法第１０条第１４項の規定に基づき、青森市における感染症の予防のための施策の実施について定めたものである。

今後、本市の感染症対策の実施に当たっては、本計画に基づき、具体的な施策を講ずるものとする。

なお、本計画は、基本指針又は県計画が変更された場合、若しくは本計画の策定又は変更後の状況に変化が生じた場合に再検討を加え、必要に応じ、これを変更する。

第１ 感染症発生予防・まん延防止施策

１ 感染症の発生の予防のための施策

（１）基本的な考え方

① 事前対応型行政の構築を中心とした対策

青森市及び青森市保健所（以下「市等」という。）は、感染症の発生の予防のための対策の実施に当たっては、感染症の発生の状況や動向を把握するための感染症発生動向調査体制の整備、基本指針、県計画、本計画及び特定感染症予防指針に基づく取組を通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型行政の構築を中心として、具体的な感染症対策を企画、立案及び実施し、その評価を行う。

② 日常行うべき施策

市等が感染症の発生の予防のために日常行うべき施策は、感染症発生動向調査がその中心としてなされるものであり、さらに、食品衛生対策や環境衛生対策、検疫所における感染症の国内への侵入防止対策に対する協力等について、関係機関との連携を図りながら具体的に講ずる。

③ 予防接種の推進

市は、予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、医師会等と連携して、ワクチンに関する正しい知識の普及を進め、予防接種法（昭和２３年法律第６８号）に基づく予防接種の推進を図るとともに、医師会等と十分な連携の下で、個別接種の推進その他の対象者がより安心して予防接種が受けられる環境の整備に努める。

さらに、市民が予防接種を受けようとする場合、予防接種が受けられる場所、期間等について情報提供するものとする。

(2) 感染症発生動向調査

① 感染症発生動向調査の趣旨

感染症発生動向調査を実施することは、感染症の予防のための施策の推進にあたり、最も重要で基本的な事項であり、市等は、積極的に推進する。

② 感染症発生動向調査の推進

市等は、感染症発生動向調査の実施について、当該調査が精度管理を含めた全国一律の基準及び体系で進めていくことが不可欠であることから、特に医師に対して、当該調査の重要性について理解を求め、医師会等を通じ、その協力を得ながら、適切に進める。

また、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の疑似症についても、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があることから、指定届出機関から届出が適切に行われるよう努める。

③ 医師の届出義務の周知等

市等は、一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者並びに新感染症にかかっていると疑われる者については、法に基づく健康診断や良質かつ適切な医療の提供等が迅速かつ適切に行われる必要があり、また、四類感染症については、病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族の駆除等の感染症のまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があるほか、一部の五類感染症についても、感染の拡大防止のため迅速に対応する必要があることから、法第12条に規定する医師の届出の義務について、医師会等を通じて周知を行い、病原体その他必要な物件の提出の協力を求めるとともに、最新の医学的知見やデジタル化の進展を踏まえ、発生動向調査の実施方法の見直しについて検討する。

④ 感染症の動物等の届出に係る対応

市等は、獣医師等から法第13条の規定による届出を受けた場合には、当該届出に係る動物等が感染症を人に感染させることを防止するため、青森県及び青森県立の保健所（以下「県等」という。）、その他の関係機関と相互に連携して、速やかに第1の2の（5）に定める積極的疫学調査の実施その他必要な措置を行う。

⑤ 感染症発生動向調査体制の構築等

感染症の病原体の迅速かつ正確な特定は、患者への良質かつ適切な医療の提供のために不可欠であり、さらに、感染症の発生の予防及びまん延を防止するために極めて重要な意義を有している。このため、市等は、関係機関と連携して、病原体に関する情報が統一的に収集、分析及び提供できる体制を構築するとともに、患者に関する情

報とともに一定の基準及び体系で一元的に機能する感染症発生動向調査体制を構築する。また、青森市保健所は、必要に応じて、医療機関等からの協力も得ながら、病原体の収集・分析を行う。

⑥ 新型インフルエンザ及び海外の感染症情報の収集及び提供

市等は、新型インフルエンザが発生した場合、発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集については、国立感染症研究所及び検疫所をはじめとする関係機関から収集し、市民や医師等の医療関係者に対して情報提供する。

このほか、海外の感染症情報についても、国立感染症研究所等の関係機関から収集し、市民や医師等の医療関係者に対して情報提供する。

(3) 感染症の発生の予防のための対策と食品衛生対策及び環境衛生対策との連携

① 食品衛生対策との連携

市等においては、飲食に起因する食品媒介感染症の予防のために、食品の検査及び監視を要する業種や給食施設への発生予防指導は他の食中毒対策と併せて食品衛生部門が主体となり、二次感染によるまん延の防止等の情報の提供や指導は感染症対策部門が主体となり、相互に連携を図りながら対策を講ずる。

② 環境衛生対策との連携

市等は、水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の予防のために、感染症を媒介するねずみ族及び昆虫等（以下「感染症媒介昆虫等」という。）の駆除並びに防鼠及び防虫に努めることの必要性等の正しい知識の普及、蚊を介する感染症が流行している海外の地域等に関する情報提供、カラス等の死亡鳥類の調査、関係業種への指導等について感染症対策部門と環境衛生部門とが相互に連携を図りながらその対策を講じる。

なお、感染症媒介昆虫等の駆除並びに防鼠及び防虫については、地域の実情にあわせて適切に実施し、駆除に当たっては、過剰な消毒及び駆除とならないよう配慮する。

(4) 関係機関及び関係団体との連携

感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていくため、市等の感染症対策部門、食品衛生部門、環境衛生部門等が適切に連携を図るとともに、学校、企業等の関係機関及び団体等とも連携を図る。さらに、医師会等との連携体制を構築する。

(5) 保健所の役割

保健所は、感染症に関する情報の提供や相談を行うほか、感染症の予防及びまん延防止

のための法に基づく措置の実施など、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症の予防のための役割を担う。

2 感染症のまん延を防止するための施策

(1) 基本的な考え方

① 迅速かつ的確な対応と社会全体の予防の推進

感染症のまん延の防止のための対策の実施に当たっては、健康危機管理の観点に立ち、患者等の人権を尊重しながら迅速かつ的確に対応する。また、市民自らによる予防と良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防を推進する。

② 情報提供を通じた予防の促進

市等は、感染症発生動向調査等による感染症に関する情報の公表等を行うことにより、患者等を含めた市民と医療関係者等の理解と協力に基づいて、市民自らが予防に努め健康を守る努力を行うよう促す。

③ 人権を尊重した対人措置

対人措置（法第4章に規定する「就業制限その他の措置」をいう。以下同じ。）等一定の行動制限を伴う対策は、必要最小限のものとし、患者等の人権を尊重しながら行う。

④ 感染症発生動向調査等を活用した措置の実施

市長が、対人措置及び対物措置（法第5章に規定する「消毒その他の措置」をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、感染症発生動向調査等により収集された情報を適切に活用する。

⑤ 集団発生時における役割分担及び連携体制の事前構築

事前対応型行政を進める観点から、市等においては、特定の地域に感染症が集団発生した場合における青森県や医師会等との役割分担及び連携体制について、まん延防止の観点からあらかじめ構築する。

⑥ 他の市町村等との連携体制の事前構築

市等は、複数の市町村等にまたがるような広域的な感染症の発生に備えて、青森県及び他の市町村等との連携体制をあらかじめ構築する。

⑦ 臨時の予防接種の実施

市は、青森県による予防接種法第6条に基づく臨時の予防接種の実施が指示された

場合にあっては、適切にこれを行うようにする。

(2) 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院（対人措置）

① 基本的な考え方

対人措置を講ずるに当たっては、感染症の発生及びまん延に関する情報をその措置の対象となる患者等に提供し、その理解と協力を求めながら行うことを基本とし、人権の尊重の観点から必要最小限のものとするとともに、審査請求に係る教示等の手続及び法第20条第6項に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付与を厳正に行う。

② 検体の採取等

検体の提出若しくは検体の採取に応じるべきことの勧告又は検体の採取の措置の対象者は、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは感染症の患者と接触した者など当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者又は新感染症の所見がある者若しくは新感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者とする。

③ 健康診断

健康診断の勧告等については、病原体の感染経過その他の事情を十分に考慮した上で、科学的に当該感染症にかかっていると疑うに足る理由のある者を対象とする。

また、市等は、法に基づく健康診断の勧告等以外にも、情報の提供を的確に行うことにより、市民が自発的に健康診断を受けるよう勧奨する。

④ 就業制限

就業制限については、その対象者の自覚に基づく自発的な休暇、就業制限の対象以外の業務に一時的に従事すること等により対応することが基本であり、市等は、対象者その他の関係者に対して周知等を行う。

⑤ 入院

入院の勧告等に基づく入院においては、医師等医療関係者から患者等に対する十分な説明と同意に基づいた医療の提供が基本である。このため、市等は、入院後においても、法第24条の2に基づく処遇についての市長等に対する苦情の申出や、必要に応じての十分なカウンセリング（相談）を通じて、患者等の精神的不安の軽減が図られるよう、医療機関に要請する。

市長等は、入院の勧告等を行うに際して、患者等に対して、入院の理由、退院請求、審査請求に関する事項等、入院の勧告の通知に記載する事項を含め十分な説明を

行う。

また、入院勧告等を実施した場合には、市等は、講じた措置の内容、提供された医療の内容及び患者の病状について、患者ごとに記録票を作成する等の統一的な把握を行う。

⑥ 退院請求

入院の勧告等に係る患者等が、法第22条第3項に基づく退院請求を行った場合には、市長等は、当該患者等がその病原体を保有しているかどうか等についての確認を速やかに行う。

(3) 感染症の診査に関する協議会

感染症の診査に関する協議会は、感染症のまん延防止の観点から、感染症に関する専門的な判断を行うとともに、患者等への医療及び人権の尊重の視点も必要であることから、感染症の診査に関する協議会の委員の任命に当たっては、この趣旨を十分に考慮する。

(4) 消毒その他の措置（対物措置）

消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、物件に対する措置、建物への立入制限又は封鎖、交通の制限及び遮断等の措置を講ずるに当たっては、可能な限り関係者の理解を得ながら実施するとともに、個人の権利に配慮しつつ、必要最小限のものとする。

(5) 積極的疫学調査

① 積極的疫学調査の実施

法第15条に規定する感染症の発生の状況、動向及び原因の調査（以下「積極的疫学調査」という。）は、①一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症が発生し、又は発生した疑いがある場合、②五類感染症の発生の状況に異状が認められる場合、③国内で発生していない感染症であって国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合、④動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合、⑤その他市長等が必要と認める場合に的確に実施する。

② 関係機関との連携

市長等が、積極的疫学調査を実施する場合にあつては、市の関係部局、保健所及び医師会等と密接な連携を図るとともに、必要に応じて国立感染症研究所及び国立研究開発法人国立国際医療センター、県等や関係機関等の協力を求め、調査を実施する。また、協力の求めがあつた場合は必要な支援を積極的に行う。

③ 緊急時における県等との連携

緊急時において、県等が積極的疫学調査を実施する場合には、市等は県等と連携を取りながら必要な情報の収集を行う。

(6) 指定感染症及び新感染症への対応

① 発生の予防又はまん延の防止のための緊急時の対応

i 指定感染症

指定感染症は、健康危機管理の観点から、対策の方法が確立されるまでの間、緊急避難的に指定されるものであることから、国や青森県と連携して必要な対策を実施する。

ii 新感染症

新感染症は、感染力や罹患した場合の重篤性が極めて高い一類感染症と同様の危険性を有する一方、病原体が不明であるという特徴を有している。そのため、市等は、新感染症と疑われる症例が報告された場合には、直ちに青森県に報告し、国や青森県の技術的指導及び助言、感染症その他関連分野の専門家からなるチームの派遣等の援助を受けながら、調査を実施し、必要でかつ適切な対人措置及び対物措置を講ずる。

② 情報提供

市等は、指定感染症及び新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、医師会等に情報提供するとともに、報道機関の協力を得て市民に情報提供する。この際、市民に過度な不安を与えないように十分留意する。

(7) 感染症のまん延の防止のための対策と食品衛生対策及び環境衛生対策との連携

① 食品衛生対策との連携

i 食品媒介感染症発生時の連携

食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合には、市等は、保健所長の指揮の下、食品衛生部門にあっては主として病原体の検査等を行い、感染症対策部門にあっては患者等に関する情報を収集するといった役割分担により、相互に連携を図りながら迅速な原因究明を行う。

ii 食品媒介感染症に係る病原体等の判明時の連携

病原体、原因食品、感染経路等が判明した場合には、市等の食品衛生部門にあっては、食品等による被害の拡大を防止するため、原因物質に汚染された食品等の販売禁止、営業停止等の行政処分を行うとともに、感染症対策部門にあっては必要に応じて消毒等を行う。

iii 二次感染の防止

二次感染による感染症のまん延を防止するため、市等の感染症対策部門において感染症に関する情報の提供その他必要な措置を講じる。

iv 原因究明のための連携

原因食品等の究明に当たっては、保健所は、県等や青森県環境保健センター及び国立試験研究機関等との連携を図る。

② 環境衛生対策との連携

水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介した感染症のまん延の防止のための対策を講ずるに当たっては、市等の感染症対策部門と環境衛生部門との連携を図る。

(8) 関係機関及び関係団体との連携

感染症の集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に対応できるように、市等は、青森県や他市町村と相互の連絡体制、県等の関係部局や関係機関、医師会等の医療関係団体との連携体制を構築する。

第2 病原体等の検査実施体制及び検査能力の向上

1 基本的な考え方

感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力（以下「病原体等の検査体制等」という。）を十分に有することは、人権の尊重の観点や感染症の拡大防止の観点から極めて重要である。このため、市等は、県等の検査施設との連携の下、病原体等の検査体制等を構築する。

このほか、市等は、感染症指定医療機関のみならず、一般の医療機関や民間の検査機関に対し、病原体等の検査に係る情報提供等を行う。

また、市等は、広域的にわたり又は大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、必要な対応についてあらかじめ青森県や近隣の市町村等との協力体制を構築するよう努める。

2 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築

市等は、病原体に関する情報と患者に関する情報の一元化を図るため、病原体等に関する情報の収集のための体制を構築するとともに、市等は、患者情報と病原体情報が迅速かつ総合的に分析され、公表できるよう努める。

3 関係機関及び関係団体との連携

市等は、検査の実施及び病原体等の情報の収集に当たっては、県等、青森県環境保健センター、医師会等、民間検査機関等と連携を図りながら進める。

4 検査の実施件数（実施能力）の目標

項目		目標値【流行初期】	目標値【流行初期以降】
検査の実施能力		(〇〇) 件／日	(〇〇) 件／日
	地方衛生研究所等	(〇〇) 件／日	(〇〇) 件／日
	医療機関、民間検査機関等	(〇〇) 件／日	(〇〇) 件／日

【予防計画作成のための手引き P 5 7 抜粋】

地方衛生研究所等を有しない保健所設置市区においては、検査実施能力について、近隣の地方衛生研究所等を有する保健所設置市区や地方衛生研究所等との連携などにより設定した数値目標を括弧書きとして記載すること。

⇒ 県の目標数値を人口按分した数値を括弧書きで記載する。

※県と同じ数字を用いても差し支えない。

第3 感染症の患者等の移送体制の整備

1 基本的な考え方

市長等は、感染症の患者等の移送に当たっては、病原体の特性に応じた感染の拡大防止を基本とし、感染症の患者等の人権に配慮するとともに、当該患者等と移送従事者の安全を確保することとし、訓練の実施や関係機関との事前協議等により、感染症の患者等の迅速かつ適切な移送体制の整備を図る。

2 新感染症の所見がある者の移送

市長等は、新感染症の所見がある者を移送する場合にあっては、国や青森県の技術的な指導、助言及び協力を求め、迅速かつ適切に対応する。

3 集団発生した場合等やむを得ないときの移送

市長等は、感染症が集団発生した場合又は緊急を要する場合等やむを得ないと認められるときは、青森県や関係市町村、消防機関及び医療機関等に対して、感染症の患者等の移送について協力を求める。

4 消防機関に対する情報提供等

消防機関が移送した傷病者が法第12条第1項第1号等に該当する患者であると医療機

関が判断した場合には、医療機関から消防機関に対して、当該感染症等に関し適切に情報提供等する。

5 関係機関及び関係団体との連携

市等は、感染症の患者等の移送に当たっては、青森県や関係市町村、消防機関及び民間移送業者等と連携を図りながら進める。

第4 外出自粛対象者の療養生活の環境整備

1 宿泊・自宅療養者の健康観察

宿泊・自宅療養者の健康観察について、保健所の業務ひっ迫を防ぐとともに、基礎疾患のある者等の重症化リスクの高い患者等の容体の急変等を迅速に把握し、迅速に医療につなげる観点から、医療機関や医師会、民間事業者等と連携のうえ、迅速かつ適切に健康観察を行うことのできる体制を構築する。

2 生活支援の実施

外出自粛対象者が外出しなくとも生活できるようにするため、民間事業者への委託等を活用するとともに、介護保険サービスや障害福祉サービス等を受けている場合には、介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者等の関係機関と連携することにより、生活支援等を行う体制を確保する。

3 高齢者施設や障害者施設等へ支援の実施

市等は、高齢者施設や障害者施設等に対して、医療機関等と連携し、必要に応じてゾーニング等の感染対策の助言を行うことができる体制を平時から確保しておき、新興感染症の発生及びまん延時において施設内における感染のまん延防止に努める。

第5 感染症の予防に関する人材養成・資質向上

1 基本的な考え方

市等は、国内において感染者が減少している感染症や新たな感染症対策に対応できる人材を確保するため、感染症に関する幅広い知識や研究成果の医療現場への普及等の役割を担うことができる人材を養成することに努める。

2 感染症に関する人材の養成

(1) 市等における人材の養成

市等は、感染症に関する知識の向上を図るため、国立保健医療科学院及び国立感染症研究所、青森県のほか各関係機関及び関係団体等で実施される感染症に関する研修会に、保

健所等の職員を積極的に派遣するとともに、感染症対策に関する研修会を開催する。

さらに、感染症に関する研修会や講習会により感染症に関する知識を習得した職員等を、保健所等において積極的に活用する。

(2) 医療機関等における人材の養成への働きかけ

医療機関等においては、感染症が発生した場合に備えて、感染症に関する知識を習得しておく必要があるため、市等は、医療機関等に対して、感染症に関する研修会に積極的に職員を派遣するとともに、講習会等を開催する等により人材の養成を図るよう働きかける。

(3) 医師会及び獣医師会等における人材の養成

医師会及び獣医師会等においては、必要に応じて、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修を行うものとする。

(4) 研修・訓練回数の目標

項目	目標値
保健所の感染症有事体制の構成人員（感染症対策部門の職員・新採用職員）を対象とした研修・訓練の実施回数	各1年1回以上

【予防計画作成のための手引き P 7 5 抜粋】

■目標値

保健所職員や保健所以外の職員に対する研修実施回数

■対応時期別目標

【平時】各1年1回以上

■検討事項

保健所の感染症有事体制に構成される人員を対象に、全員が年1回以上受講できるよう実施する研修・訓練の回数を記載

⇒ 保健所及び本庁の職員のうち、今後有事体制に構成される人員は、これまで新型コロナウイルス発生時に感染症対策課に派遣された職員であることが想定されることから、来年度以降の新採用職員を対象に、人事課が実施する新採用職員研修時に研修を実施する。（人事課と調整中）また、感染症対策課の職員を対象にした研修も年1回以上実施。

3 関係機関及び関係団体との連携

市等は、関係機関及び関係団体が行う研修へ職員を積極的に参加させるとともに、その人材の活用等に努める。

第6 保健所の体制整備

1 感染症有事体制を構成する職員の養成

保健所においては、新興感染症の流行開始から多くの感染症対応業務が発生することを想定し、業務ひっ迫防止のため、流行開始と同時に感染症有事体制に移行することが重要であることから、流行開始から1ヶ月間の業務量に十分に対応可能な感染症有事体制を検討し、当該体制を構成する職員（保健所職員や本庁等からの応援職員、IHEAT要員等）を研修等により養成する。

また、積極的疫学調査等の専門性を必要とする業務に係る即応可能な外部応援体制を構築する。

2 ICT等の活用の推進

保健所は、平時からICTを活用しつつ、さらに、流行開始から外部委託や業務の一元化、派遣職員の活用等を推進する。

3 保健所における体制整備の目標

項目	目標値
流行開始から1ヶ月間において想定される業務量に対応する人員確保数	人
即応可能なIHEAT要員の確保数（IHEAT研修受講者数）	人

【予防計画作成のための手引きP77抜粋】

○流行開始から1ヶ月間において想定される業務量に対応する人員確保数

※地域の実情にもよるが、第6波と同規模の感染が流行初期に発生した場合の、流行開始から1ヶ月間の業務量に対応可能な人員確保数を想定

○IHEATの要因の確保数

過去1年以内にIHEAT研修を受講した人数（年度末時点）を記載

⇒ 県において、保健所毎の積み上げにより目標を設定する見込みであるため、その青森市保健所分の数値を記載

第7 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策

1 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策

(1) マニュアルの策定

市等は、一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生又はそのまん延のおそれが生じた場合には、当該感染症の患者が発生した場合の具体的な医療提供体制や移送の方法等について必要なマニュアルを定める。

(2) 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延防止の対策

市等は、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策が講じられるようにすることとする。

(3) 国や県からの指示があった場合の対応

国や青森県が、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための緊急の必要があると認め、市等に対して法により行われる事務について指示を行ったときは、市等は、その指示に基づき、国や青森県と連携しながら迅速かつ的確に必要な対策を講じる。

(4) 国や青森県からの要請があった場合の対応

国や青森県が、国民の生命及び身体を保護するために緊急の必要があると認めるときに、市等に対して、感染症に関する試験研究又は検査を行っている機関の職員の派遣その他特定病原体等による感染症の発生の予防又はまん延の防止のために協力を要請したときは、市等は、迅速かつ的確に必要な対策が講じられるようにすることとする。

(5) 国等の支援があった場合の対応

新感染症の患者の発生やそのまん延、生物兵器を用いたテロリストによる攻撃が想定される場合など、市等が単独で対応することが困難な状況あるいは市等において十分な知見が集積されていない状況で、感染症対策が必要とされる場合には、国又は県等が必要と認め又は市等が要請して派遣される職員や専門家の支援等を受けながら、適切な対策が講じられるようにする。

2 緊急時における国や青森県との連絡体制

(1) 国や青森県との連携

市等は、青森県への報告等を確実に行うとともに、特に新感染症への対応を行う場合やその他感染症への対応について緊急と認める場合にあっては、国や青森県との密接な連携を図る。

緊急時においては、国や青森県から感染症の患者の発生の状況や医学的な知見など市等が対策を講じる上で有益な情報を受けるとともに、市等は当該地域における患者の発生状況（患者と疑われる者に関する情報を含む。）等についてできるだけ詳細な情報を収集し、国や青森県へ提供する。

(2) 検疫所との連携

市等が、検疫所から一類感染症の患者等を発見した旨報告を受けた場合には、検疫所と連携を図り、同行者等の追跡調査その他の必要と認める措置を行う。

3 緊急時における県や他の市町村等との相互間の連絡体制

(1) 県や他の市町村との連絡体制

市等は、県や他の市町村と緊密な連絡を保ち、感染症の発生状況、緊急度等を勘案し、必要に応じて、相互に応援職員、専門家の派遣等を行う。また、消防機関に対して、感染症に関する情報等を適切に連絡する。

(2) 県やその他の市町村に対する情報提供等

市等は、県やその他の市町村に対して、医師からの届出に基づいて必要な情報を提供するとともに、感染症の発生状況、緊急度等を勘案し、必要な対応を要請する。

4 緊急時における関係団体との連絡体制

市等は、県やその他の市町村、医師会等その他の関係団体との緊密な連携を図る。

5 緊急時における情報提供

市等は、緊急時においては、市民に対して感染症の患者の発生の状況や医学的知見など市民が感染予防等の対策を講じる上で有益な情報を、パニック防止という観点も考慮しつつ、情報提供を図る。この場合には、情報提供媒体を複数設定し、理解しやすい内容で情報提供を行うよう努める。